

議案第12号

葛飾区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月17日

提出者 葛飾区長 青木 克徳

(提案理由)

低所得者に対する令和2年度における保険料率を改めるほか、規定の整備をする必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区介護保険条例の一部を改正する条例

葛飾区介護保険条例（平成12年葛飾区条例第48号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「2万4,960円」を「1万9,200円」に改め、同条第3項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「2万4,960円」を「1万9,200円」に、「3万6,480円」を「2万6,880円」に改め、同条第4項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「2万4,960円」を「1万9,200円」に、「5万5,680円」を「5万3,760円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第10条第2項から第4項までの規定は、令和2年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。